

ID: 189

担当部署: 産業課

処分の概要	承継の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例施行規則 第9条		
例規番号	平成29年規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (使用上の制限の特例)</p> <p>第9条 町長は、創業支援施設の使用について、条例第10条の規定にかかわらず、相続、合併等により創業支援施設を承継する必要があると認めるときは、これを許可することができる。</p>			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日